

野々市市第一次総合計画第八次実施計画（案） パブリックコメント実施要領

野々市市第一次総合計画に掲げる将来都市像の実現や政策の達成に向けて、施策の中期的な取り組み方針を明らかにする「野々市市第一次総合計画第八次実施計画」を策定するにあたり、次のとおり本計画（案）に対するパブリックコメントを実施します。

1 計画策定の目的

まちづくりを進めるための最も大切な計画として、平成24年3月に、10年後の将来都市像を「人の和で 椿十徳 生きるまち」と定める「野々市市第一次総合計画」を策定しました。

野々市市第一次総合計画は、10年間のまちづくりの方向性を示す「基本構想」と、具体的な施策と主な事業を示した「基本計画」から構成されています。

この実施計画は、将来都市像の実現と基本構想に掲げる政策の達成に向けて、本市を取り巻く社会経済情勢等を的確に踏まえ、基本計画に掲げる施策の中期的な取り組み方針を明らかにするために策定するものです。

2 意見等募集の目的

野々市市総合計画審議会からの御意見、御提言を踏まえて策定した本計画（案）をより良いものとするため、広く市民の皆様からの御意見、御提言をお伺いするものです。

3 パブリックコメントの対象

野々市市第一次総合計画第八次実施計画（案）とします。ただし、「2020（令和2）年度の主要な事務及び事業」の章（9ページから25ページまで）は調製中のため、パブリックコメントの対象から除きます。

4 意見等募集の期間

令和2年1月16日（木）から2月14日（金）まで

5 意見等を提出できる方

- 野々市市に住所のある方
- 野々市市内の事務所や事業所にお勤めの方
- 野々市市に事務所や事業所をお持ちの方
- 野々市市の学校に在学される方
- その他、野々市市第一次総合計画第八次実施計画の策定により利害関係を有する個人又は法人

6 意見等の提出方法

郵送、電子メール、ファクス又は文書の持参のいずれかの方法によるものとします。

なお、電話や口頭での意見等の募集には応じません。

また、応募には、氏名、住所、年齢、野々市市第一次総合計画第八次実施計画（案）に対する意見等を記載してください。

必要事項が記載されていない場合には、意見等として取り扱わない場合があります。

7 計画（案）の閲覧と意見等募集用紙の入手方法

計画（案）は、市ホームページと次の施設でご覧になることができます。

また、意見等募集の様式は、市ホームページからダウンロードしていただくか、次の窓口で入手してください。

市役所 2 階 企画振興部企画課 窓口

学びの杜ののいちカレード サービスカウンター

8 意見等の公表

提出された意見等の内容、提出された意見等に対する本市の考え方、また、意見等を受けて野々市市第一次総合計画第八次実施計画（案）を修正した場合には、その修正箇所を市ホームページに掲載し、お知らせします。

なお、掲載の時期については、令和 2 年 2 月末を目途とします。

また、公表の際には、御意見をいただいた方の氏名、住所、年齢は公表いたしません。

9 意見等の提出先

次のいずれかの方法により提出してください。

【郵送による場合】

〒921-8510 野々市市三納一丁目 1 番地

野々市市企画振興部企画課 企画係

【電子メールによる場合】

kikaku@city.nonoichi.lg.jp

【ファクスによる場合】

宛先 野々市市企画振興部企画課 企画係

ファクス番号 076 (227) 6255

【文書持参の場合】

市役所 2 階 15 番窓口 企画振興部企画課 企画係までお持ちください。

10 その他

- 提出された御意見について、提出者個人への回答はいたしかねます。
- 提出された御意見等のうち、類似した御意見などについては、意図が変わらない程度に編集し、取りまとめた上で公表する場合があります。
- パブリックコメントの募集は、具体的な御意見等の収集を目的としています。募集内容とは明らかに関係のない御意見や、明らかに悪意を持った御意見であると判断される場合には、このパブリックコメントに対する意見として取り扱いません。
- お預かりした個人情報は、野々市市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、公表することはありません。